

食安監発第0727004号  
平成18年7月27日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成17年12月12日付け食安監発第1212002号により取り扱っているところですが、今般、現場検査及び措置について、下記のとおり改正することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1. 記の3の(1)を以下のとおり改める。

次表に基づきカートンが無作為に抽出して開梱し、カートン表示(品目、施設名、処理年月及び衛生証明書番号等)及び衛生証明書との同一性を確認すること。

2. 記の5を以下のとおり改める。

SRMの混入と判定された場合には、当該ロットを法第6条第2号又は法第9条第2項に違反するものとして取り扱うこと。